

関税率表解説 改正の概要(平成 19 年 8 月 1 日施行)

HS 番号及び品目		概 要
第 2 類 第 02.10 項	骨付き肉	第 02.10 項の骨付き肉の取扱い(骨を再挿入したものを含まない。)に関する記載を、肉全般に適用するため第 2 類の総説に移行。
第 12 類	加熱処理の規定	大豆等の採油用の種に対し、酵素を不活性化するため等の加熱処理を行っても分類が変更されないことを明確化。
第 28.23 項 第 32.06 項	酸化チタン	表面処理し又は化合物を添加した酸化チタンで、例えば、顔料に供するために調製されたものについては第 32.06 項(着色料)に分類され、これらの処理がなされていない酸化チタンは第 28.23 項(無機化合物)に分類されることを明確化。
第 28.52 項 第 30.03 項	水銀化合物	水銀化合物は、現在、医療用には使用されていない実態を反映し、各例示における医療用途に関する記述の削除等。
第 29 類総説	複素環式化合物	複数の複素環を有する化合物は、全ての複素環内のヘテロ原子の種類によって分類することを明確化。
第 29.22 項 第 29.31 項	酸素官能のアミノ化合物、その他のオルガノイノルガニック化合物	例示を追加することにより分類を明確化。
第 30.02 項	免疫産品、変性免疫産品	バイオテクノロジーの進展に伴い開発された血液分画物等を例示として追加することにより分類を明確化。
第 42.02 項	革製品	バッグ等の外面の取扱いについて、パテントラミネーテッドレザーのものであっても革製のものとして分類することを明確化。
第 84 類	半導体製造装置	HS2007 改正で新設した第 84.86 項(半導体製造装置及びその部分品)が、他の項に対して優先的に適用されることを明確化。
第 84.24 項	蓄圧式噴霧器	農業・園芸用の噴霧器の分類の明確化。
第 87.11 項	電動立乗り二輪車	電動立乗り二輪車がモーターサイクルに分類されることを明確化(今回の通達改正により国際分類例規にも併せて追加)。
第 95.04 項	光ディスク	ゲーム用ソフトを記録した光ディスクは、ゲーム機の附属品ではなく、メディアとして第 85.23 項に分類されることを明確化。
第 96.05 項	トラベルセット	トラベルセットのケースには、材質の限定がないことを明確化。
第 29.09 項、第 29.23 項、第 39 類、 第 84.81 項、第 85 類総説、第 85.05 項		編集上の修正